

## 凡 例

- 1 この要覧は、各JAにおける令和元事業年度業務報告書（令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に終了した事業年度。ただし、専門農協については、一部農協において異なる。）等に基づいて作成したものであり、時点は、原則、令和3年3月末としている（一部、令和4年3月末時点の資料あり。）。
- 2 本要覧中の県合計は、調査対象となった総合農協11組合の合計値であり、端数調整等により、内訳の計と合計値が一致しない場合もある。
- 3 地帯とは、組合の地区の立地条件により、次の区分に従い分類している。

地帯区分	No.	立 地 条 件
都 市 地 帯	1	地区内の全面積（山林、水面を除く）に対する都市計画で定める市街化区域の面積比率が80%以上の地帯
都市的農村地帯	2	地区内の全面積（山林、水面を除く）に対する都市計画で定める市街化区域の面積比率が50%以上の地帯で都市地帯に該当しない地帯
中山間地帯	3	地区内の全面積（山林、水面を除く）に対する特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律）の指定面積の比率が80%以上の地帯
農 村 地 帯	4	都市地帯、都市的農村地帯、中山間地帯のいずれにも属さない地帯

注) 同時に2つ以上の地帯に該当する場合の優先順位は、1、2、3、4としている。